下川町公の施設
指定管理者募集要領

（下川町土壌改良施設）

下　川　町

下川町土壌改良施設指定管理者募集要領

下川町土壌改良施設の設置及び管理に関する条例（平成 23 年下川町条例第 22 号）第 4 条に基づく指定管理者を、次のとおり募集します。

1.施設、設備及び備品の概要

(1)施設の名称	下川町土壌改良施設
(2)施設の所在地	下川町班渓 1425 番地 3、1425 番地 4、1430 番地 1、 1430 番地 3、1430 番地 4、1430 番地 5
(3)主な概要	敷地面積　10,826 ㎡ 、発酵棟 1 棟、原料棟 2 棟、副資材保管庫 2 棟、製品保管庫 2 棟、製品保管場、ロータリー式攪拌機 1 機 ホイールローダー1 台※夏季のみ 脱着装置付コンテナ専用車 1 台 堆肥運搬車 1 台
(4)施設の設置目的	地域資源を有効に活用し、生活環境の保全と地域農業の活性化を図るため、土壌改良施設を設置する。

2.指定管理者が行う管理の基準

施設の管理及び運営については、「下川町土壌改良施設の設置及び管理に関する条例」、「下川町土壌改良施設管理運営に関する規則」、その他関連する法令等の規定を遵守すること。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

3.指定管理者の業務の範囲

(1)　家畜ふん尿や下水道汚泥、生ごみ等を原料とした肥料の製造及び販売
(2)　前号に規定する肥料の有効活用
(3)　下川町土壌改良施設の施設及び設備の維持管理及び運営に関する業務
(4)　下川町土壌改良施設の利用の許可に関する業務
(5)　下川町土壌改良施設の利用料金の収受に関する業務
(6)　その他土壌改良施設の管理運営上、町長が必要と認める業務

※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

4.指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5.申込み資格

指定管理者の申込ができるのは、次に掲げる条件のすべてを満たすものとします。

(1)　団体であること（法人格の有無は問わない）
(2)　団体又はその代表者が次の者に該当しないこと
　①　法律行為を行う能力を有しない者
　②　破産者で復権を得ない者
　③　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
　④　地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
　⑤　国税及び地方税を滞納している者
(3)　家畜ふん尿等の産業廃棄物の収集運搬及び処分を伴うため、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の許可を有するもの又は許可を受けようとするもの
(4)　町内に事務所又は事業所があること

6.提出書類

申込にあたっては、以下の書類を提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1)　申込書（別記第 1 号様式）
(2)　申込資格を有していることを証する書類
　①　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
　②　非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書
　③　定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
　④　申込資格に関する申立書（別記第 2 号様式）
　⑤　国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記第 2 号様式）
　⑥　産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証
　（許可を受けるために申請する旨を記載した確約書）
(3)　管理を行う下川町土壌改良施設の事業計画書（別記第 3 号様式）
(4)　管理に係る収支計画書（別記第 4 号様式）
(5)　当該団体の経営状況を証明する書類
　①　前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
　②　前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
　③　現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
　④　団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
　⑤　団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(6)　令和 9 年度 下川町土壌改良施設指定管理委託料積算根拠

(7)　その他町長が必要と認める書類

※書類に不備がある場合は「不受理」となることがあります。また、申込書類等は返却しませんのでご了承ください。

7.申込関係書類の提出及び提出期間

(1)　提出先　　下川町役場　産業振興課
〒098-1206　北海道上川郡下川町幸町 63 番地
電話　01655-4-2511

(2)　提出期間　令和 8 年 11 月 27 日（金）から令和 8 年 12 月 18 日（金）まで
（ただし、土、日、祭日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

(3)　提出方法　提出期間内に持参してください（期日厳守）

(4)　提出部数　正本 1 部及び電子媒体（正本と同内容を記録したもの）

8.説明会の開催

施設の概要、申込関係書類、業務内容等について、説明会を開催します。
（参加される団体は、開催日の前日までに提出先までご連絡ください。）

(1)　日時：令和 8 年 12 月 4 日（金）　13 時 30 分～

(2)　場所：役場 2 階会議室

9.選定基準と選定方法

以下の選定基準に沿って審査し、指定管理者候補として選定します。

(1)　利用者の平等な利用の確保及びサービス向上が図られるものであること。

(2)　下川町土壌改良施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3)　下川町土壌改良施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4)　下川町土壌改良施設の管理業務の全体を把握し、総合的な指揮・調整を図る責任者および土壌改良施設に必要な知識及び技能を有する 2 名程度の職員を配置できる又は確保できる見込みがあること。

(5)　その他町長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める事項

10.申込に要する経費

申込に要する経費等はすべて申込者の負担とします。

11.指定管理者の決定

指定管理者は、令和 9 年 1 月以降の下川町議会の議決を得て決定（指定）されます。結果は文書にて申込者に通知します。

12.協定の締結

管理運営に係る細目的事項については、町と指定管理者が協議のうえ決定し、協定書を締結します。

13.利用料金の取扱い等

町は、指定管理者に対して、施設の管理経費を予算の範囲内で、委託料として支払います。

（１）　委託料の金額及び支払時期については、指定管理者と協議の上、協定で定めます。

（２）　原則として施設の管理運営にかかる収入・支出の経理は別口座とするが、経理区分が明確である場合はこの限りではない。

（３）　施設保険、電気料等の負担区分については、仕様書を参照してください。

（４）　町が支払う委託料の参考基準価格は、単年度　13,500,000 円です。

＜参考基準価格について＞

「参考基準価格」とは、施設の管理運営にあたり「最低限実施すべき業務に必要な経費（支出)」と「利用料金（収入)」との差引額であり、町が指定管理者に支払う「委託料」の目安です。

なお、選定にあたっては、経費面だけでなく、評価項目や評価細目に基づき総合的な評価を行うことから、応募団体の提案額が参考基準価格を超えても、ただちに不選定とするものではありません。

14.添付書類

(1)　下川町土壌改良施設の利用実績（利用量等）
(2)　下川町土壌改良施設の設置及び管理に関する条例、同管理運営規則
(3)　施設管理経費の支出項目及び収支決算状況
(4)　下川町土壌改良施設管理運営業務仕様書

15.その他

(1)　申請書類は、原則 A4 版としてください。
(2)　申請書類はお返ししません。
(3)　提出された書類は、下川町情報公開条例に基づき開示することがあります。
(4)　町が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

■問合せ先

下川町役場　産業振興課
〒098-1206　北海道上川郡下川町幸町 63 番地
電　話　01655-4-2511
F A X　01655-4-2517
E-Mail　nousei@town.shimokawa.hokkaido.jp